

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)4 月 1 日

契 約 担 当 課 名	児童生徒課
発 注 担 当 課 名	児童生徒課
契 約 名 称	小学校・中学校・義務教育学校スクールサポーター一団体総合補償制度費用保険・賠償責任保険
契 約 内 容	小学校・中学校・義務教育学校スクールサポーター一団体総合補償制度費用保険・賠償責任保険
契 約 締 結 日	令和 7 年(2025 年)3 月 21 日
及 び 契 約 期 間	令和 7 年(2025 年)4 月 1 日～令和 8 年(2026 年)3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	奈良県奈良市四条大路 2-2-12 マーシュ総研株式会社
契 約 金 額	1,386,070 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 小学校、中学校および義務教育学校のスクールサポーターとして活動する有償ボランティアに対して、従来の無償ボランティアを対象とした傷害保険・賠償責任保険では保険対応できないことから、スクールサポーターの無保険状態を解消するため、平成 28 年（2016 年）に各社へ依頼をかけた結果、唯一、マーシュ総研株式会社が、スクールサポーターに保険適用できる豊中仕様にカスタマイズされた独自の保険の設計を考案しております。 このことから同社以外に同様の保険を取り扱うことが困難なため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものです。 なお、本事業者は、現在入札参加停止措置の期間中ではありますが、豊中市入札参加停止基準第 6 条のただし書きの規定に照らし、上記理由をやむを得ない事由として認め、随意契約の相手方とするものです。